

下水道法の一部が改正され、 事故時の措置が創設されました。

(特定事業場において、有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流入する事故が発生した場合における応急の措置、及び公共下水道管理者への届出の義務付け)

・ 有害物質等流入事故とは

- 有害物質等流入事故とは、自然災害等発生原因を問わず特定事業場内において除害施設等の機能の停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、有害物質又は油を含む下水が公共下水道等に流入するような事態です。

・ 有害物質等とは

- カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)、2-クロロ4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名:シマジン)、s-4-クロロベンジル-N・N-ジエチルチオカルバマート(別名:チオベンカルブ)、ベンゼン、セレン及びその化合物、ホウ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、1・4-ジオキサン、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、塩化ビニルモノマー、(計28種類)
- ダイオキシン類
- 原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油(ガソリン等)、動植物油(計7種類)

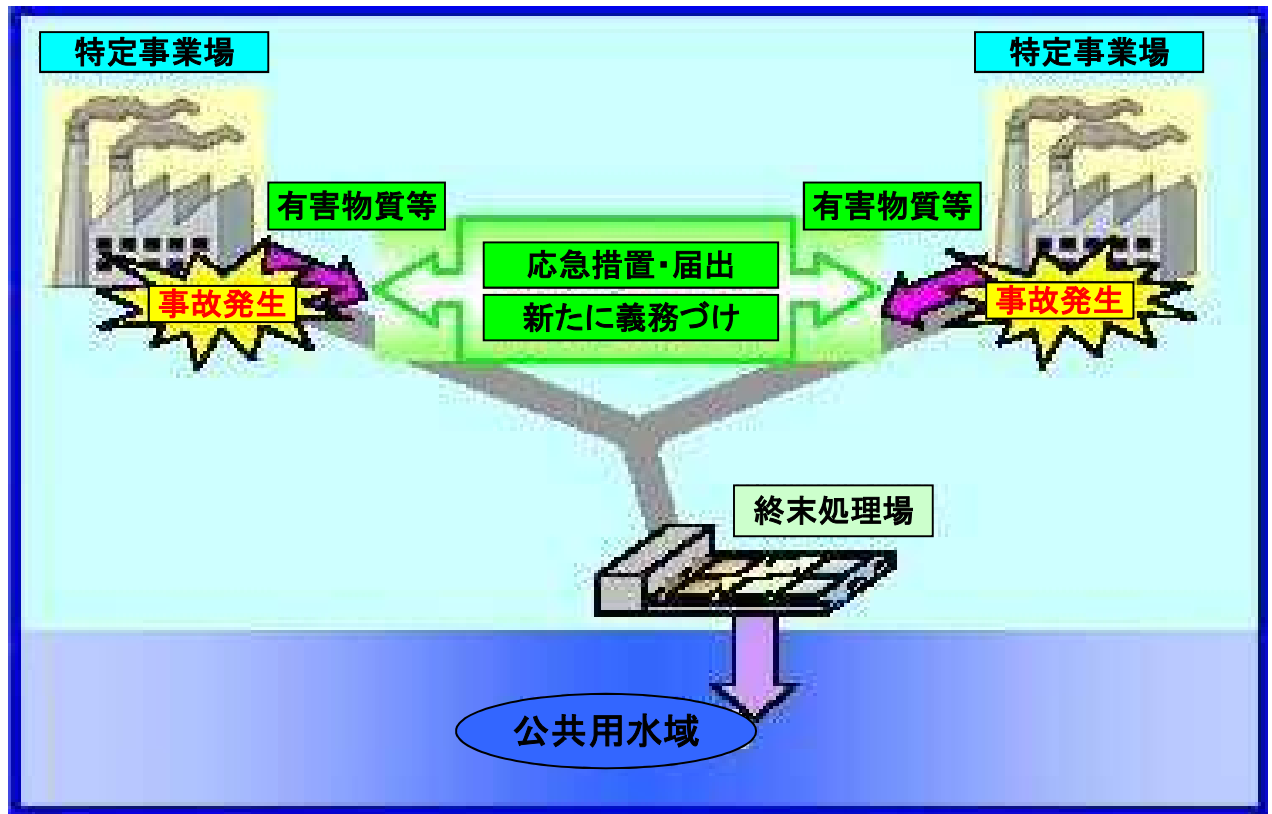
・ これまでの対応(～平成17年10月)

- 特定事業場からの事故の届出は、事業場の自主性に委ねられていました。
- 事故への対応の遅れで、下水道施設に被害が生じたこともありました。

・ 下水道法改正後(平成17年11月～)

- 下水道法の改正により特定事業場における事故時の措置が義務付けされます。
- 特定事業場で事故が発生した場合には、事故時の応急の措置、及び公共下水道管理者への届出が必要です。(下水道法第12条の9第1項)
- 適切な応急の措置が講じられていない場合には、公共下水道管理者が応急の措置を講ずべきことを命じます。(下水道法第12条の9第2項)
- 応急の措置の命令に違反した場合、罰則が適用されます。
(下水道法第46条の2第1項第2号)(**拘禁刑**6月以下又は罰金50万円以下)

《事故時の措置の概要》



特定事業場へのお願い

- ① 特定事業場内の事故に関する情報を集約し、公共下水道管理者に届出する管理担当者を定めてください。
- ② 事故が発生した場合には、必ず、下記までご連絡ください。

苫小牧市上下水道部下水道課管理係

事故時連絡先 0144-32-6604(直通)(平日)
 0144-32-6111(夜間・土・日・祝祭日)

- ③ 事業場内で予め、事故時の応急の措置を定めておいてください。

有害物質等流入事故対応計画書(例)

年 月 日

苫小牧市下水道事業

苫小牧市長 様

事業者住所 苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇地

△△△△株式会社

事業者名 代表取締役 □□ □□

下水道法第12条の9の規定の趣旨に則り、下記のことについて届出いたします。

特 定 事 業 場 名	△△△△株式会社 〇〇〇〇工場			
事 業 場 の 所 在 地	苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇地			
汚水発生施設等管理担当者	氏名	総務課長 □□ □□		国 家 資 格 名 称
	国家資格の有無 (注1)		有 (無)	
	TEL	0144－ △△－△△△△	FAX	0144－ △△－△△△△
流入事故発生時の連絡体制 (特定事業場内の情報が管理 担当者に集約できるように する)	別添3 記載例参照			
予め定めた応急措置の内容	別添4 記載例参照			
事故時における応急措置 で使用する資機材の種類 及び保有数量等	中和剤等の種類(名称)及び保有数量 その他資機材の種類(名称)及び保有数量 (注3) 別添4 記載例参照別添			

注1 : 公害防止管理者(水質関係)、危険物取扱者等。

注2 : 取扱っている有害物質又は油が存在する場所を明示した図面を添付すること。
(平面図、断面図、配管図等)

注3 : オイルフェンス、オイル吸着マット等。 具体的に記載すること。

注4 : 上記内容に変更があれば、その都度変更届けを提出すること。

有害物質等流入事故対応計画書

年 月 日

苫小牧市下水道事業

苫小牧市長 様

事業者住所

事業者名

下水道法第12条の9の規定の趣旨に則り、下記のことについて届出いたします。

特 定 事 業 場 名					
事 業 場 の 所 在 地	苫小牧市				
汚水発生施設等管理担当者	氏名	総務課長 □□ □□		国 家 資 格 名 称	
	国家資格の有無 (注1)		有・無		
	TEL	— —		FAX	— —
流入事故発生時の連絡体制 (特定事業場内の情報が管理 担当者に集約できるように する)	別添3 記載例参照				
予め定めた応急措置の内容	別添4 記載例参照				
事故時における応急措置 で使用する資機材の種類 及び保有数量等	中和剤等の種類(名称)及び保有数量 その他資機材の種類(名称)及び保有数量 (注3) 別添4 記載例参照別添				

注1 : 公害防止管理者(水質関係)、危険物取扱者等。

注2 : 取扱っている有害物質又は油が存在する場所を明示した図面を添付すること。
(平面図、断面図、配管図等)

注3 : オイルフェンス、オイル吸着マット等。具体的に記載すること。

注4 : 上記内容に変更があれば、その都度変更届けを提出すること。

有害物質等保管状況一覧表(例)

苫小牧市下水道事業

年 月 日

苫小牧市長 様

事業者住所 苫小牧市〇〇町〇丁目〇番〇地

△△△△株式会社

事業者名 代表取締役 □□ □□

下水道法第12条の9の規定の趣旨に則り、下記のことについて届出いたします。

取扱っている有害物質又は油の種類及び数量(注1、注2)	有害物質等の名称	有・無	濃度	最大保管数量
	カドミウム及びその化合物	無	%	kg
	シアン化合物	無	%	kg
	有機燐化合物	無	%	kg
	鉛及びその化合物	無	%	kg
	六価クロム化合物	無	%	kg
	砒素及びその化合物	無	%	kg
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	無	%	kg
	ポリ塩化ビフェニル	無	%	kg
	トリクロロエチレン	無	%	kg
	テトラクロロエチレン	無	%	kg
	ジクロロメタン	無	%	kg
	四塩化炭素	無	%	kg
	1・2-ジクロロエタン	無	%	kg
	1・1-ジクロロエチレン	無	%	kg
	シス-1・2-ジクロロエチレン	無	%	kg
	1・1・1-トリクロロエタン	無	%	kg
	1・1・2-トリクロロエタン	無	%	kg
	1・3-ジクロロプロペン	無	%	kg
	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	無	%	kg
	2-クロロ4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名:シマジン)	無	%	kg
	s-4-クロロベンジル-N・N-ジエチルチオカルバマート(別名:チオベンカルブ)	無	%	kg
	ベンゼン	無	%	kg
	セレン及びその化合物	無	%	kg
	ホウ素及びその化合物	無	%	kg
	1・4-ジオキサン	無	%	kg
	塩化ビニルモノマー	無	%	kg
	フッ素及びその化合物	無	%	kg
	アンモニア性窒素・無硝酸性窒素及び硝酸性窒素	無	%	kg
	ダイオキシン類	無	%	kg/TEQ
	原油	無	-	kℓ
	重油	有	-	××× kℓ
	潤滑油	有	-	△△ kℓ
	軽油	有	-	〇〇 kℓ
	灯油	有	-	●● kℓ
	揮発油(ガソリン等)	無	-	kℓ
	鋼油類・動植物油脂類	無	-	kℓ

注1 : 製造過程における原材料、添加剤等に使用する場合、給湯・暖房の燃料として使用する場合、そのほか、製品として販売する場合等色々考えられるが、各事業場に存在するものを言う。

注2 : 上記内容に変更があれば、その都度変更届けを提出すること。

有害物質等保管状況一覧表

苫小牧市下水道事業

年 月 日

苫小牧市長 様

事業者住所

事業者名

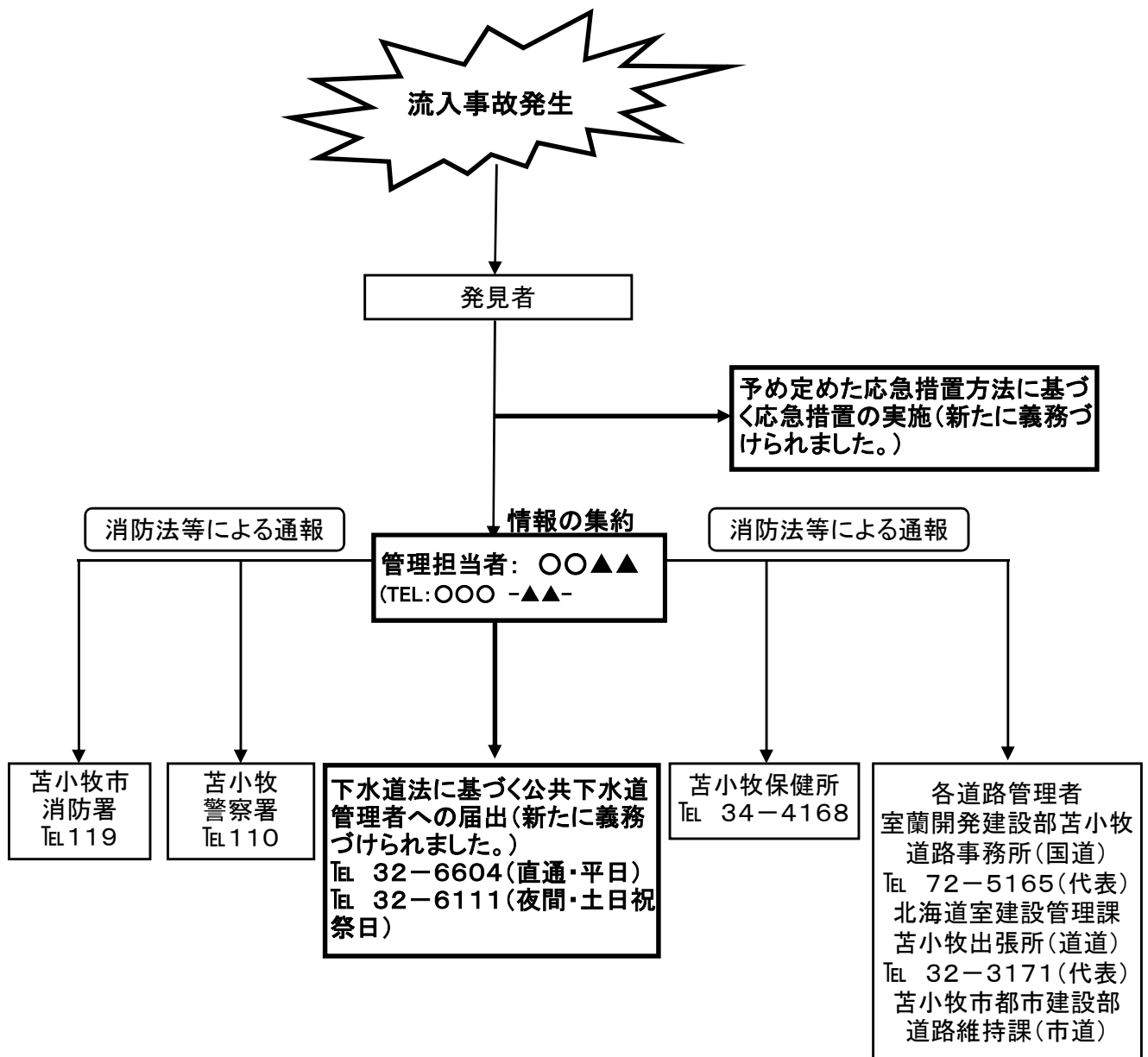
下水道法第12条の9の規定の趣旨に則り、下記のことについて届出いたします。

	有害物質等の名称	有・無	濃度	最大保管数量
取扱っている有害物質又は油の種類及び数量(注1、注2)	カドミウム及びその化合物		%	kg
	シアン化合物		%	kg
	有機燐化合物		%	kg
	鉛及びその化合物		%	kg
	六価クロム化合物		%	kg
	砒素及びその化合物		%	kg
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		%	kg
	ポリ塩化ビフェニル		%	kg
	トリクロロエチレン		%	kg
	テトラクロロエチレン		%	kg
	ジクロロメタン		%	kg
	四塩化炭素		%	kg
	1・2-ジクロロエタン		%	kg
	1・1-ジクロロエチレン		%	kg
	シス-1・2-ジクロロエチレン		%	kg
	1・1・1-トリクロロエタン		%	kg
	1・1・2-トリクロロエタン		%	kg
	1・3-ジクロロプロペン		%	kg
	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)		%	kg
	2-クロロ4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名:シマジン)		%	kg
	s-4-クロロベンジル-N・N-ジエチルチオカルバマート(別名:チオベンカルブ)		%	kg
	ベンゼン		%	kg
	セレン及びその化合物		%	kg
	ホウ素及びその化合物		%	kg
	1・4-ジオキサン		%	kg
	塩化ビニルモノマー		%	kg
	フッ素及びその化合物		%	kg
	アンモニア性窒素・無硝酸性窒素及び硝酸性窒素		%	kg
	ダイオキシン類		%	kg/TEQ
	原油		-	kℓ
	重油		-	kℓ
	潤滑油		-	kℓ
	軽油		-	kℓ
	灯油		-	kℓ
	揮発油(ガソリン等)		-	kℓ
	鋼油類・動植物油脂類		-	kℓ

注1 : 製造過程における原材料、添加剤等に使用する場合、給湯・暖房の燃料として使用する場合、そのほか、製品として販売する場合等色々考えられるが、各事業場に存在するものを言う。

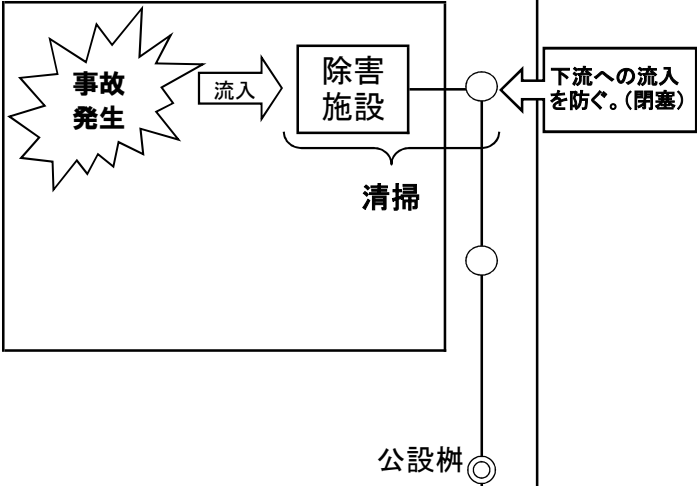
注2 : 上記内容に変更があれば、その都度変更届けを提出すること。

流入事故発生時の連絡体制(例)



予め定めた応急措置の内容(例)

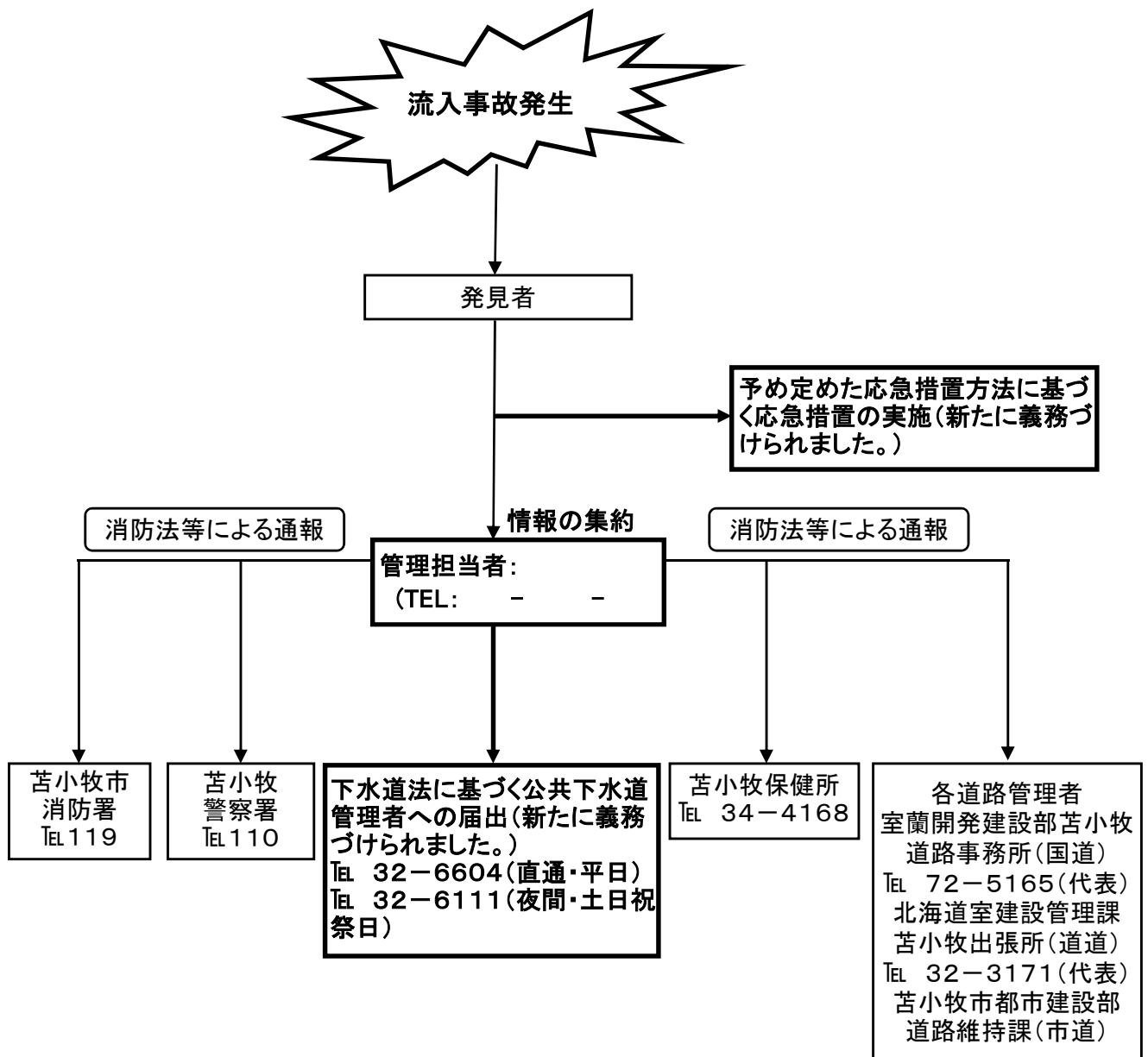
- ① 下流への流入を食い止める。
- ② 更なる流入を防ぐ。
- ③ 除害施設及び下水道施設の清掃を行う。



応急措置で使用する資機材の種類及び保有数量(例)

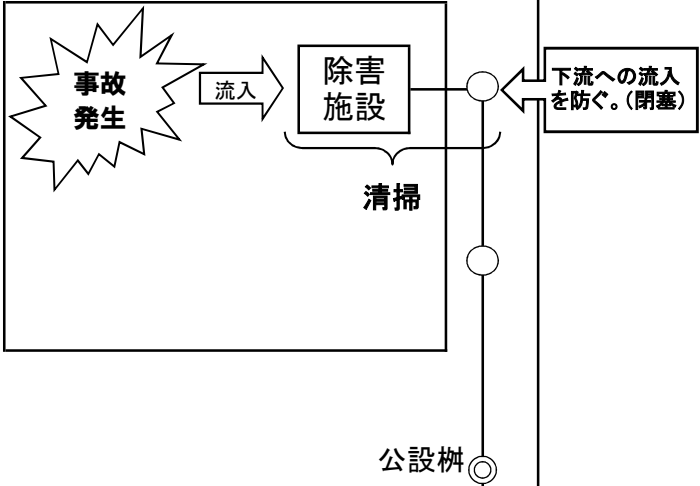
・ オイル吸着マット	500 枚
・ 油中和剤(製品名 ☆☆☆)	2 kl
・ 土嚢袋	200 枚
・ 砂	2 m ³

流入事故発生時の連絡体制(例)



予め定めた応急措置の内容

- ① 下流への流入を食い止める。
- ② 更なる流入を防ぐ。
- ③ 除害施設及び下水道施設の清掃を行う。



応急措置で使用する資機材の種類及び保有数量

- ・ オイル吸着マット 枚
- ・ 油中和剤(製品名:) kl
- ・ 土嚢袋 枚
- ・ 砂 m³